

別表六の二(十九)
「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 結 業 度
事 年
・ ・ ・
法人名
()

別表六の二(十九) 平二十七・四・一以後終了連結事業年度分

			円				円
各 連 結 法 人 に お け る 税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)		1	各 連 結 法 人 に お け る 計 算	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((9) と (12) のうち少ない金額)	13	
	調 整 前 連 結 税 額 の 個 別 帰 属 額 $(18) \times \frac{(1)}{(16)}$		2		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(21) \times \frac{(13)}{(20)}$	14	
	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十九)付表「9」の合計)		3		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (13) - (14)	15	
	同上のうち建物及び構築物に係る額		4				
	(3)のうち別表六の二(十九)付表「6」 が特定期間内であるものに係る額		5	各 連 結 法 人 の 合 計	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	16	
	同上のうち建物及び構築物に係る額		6		特 定 生 産 性 向 上 設 備 等 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (取得連結法人の(1)の合計)	17	
	税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	特 定 期 間 以 外 の 期 分	$((3)-(4))-(5)-(6)) \times \frac{4}{100} + ((4)-(6)) \times \frac{2}{100}$		7	調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二 (二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	18
		特 定 期 間 分	$((5)-(6)) \times \frac{5}{100} + (6) \times \frac{3}{100}$	8	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(18) \times \frac{20}{100}$	19	
		税 額 控 除 限 度 額 (7) + (8)		9			
「22」欄					額	20	
生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合							
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の6第7項」又は「第68条の15の6第7項及び第8項」							
② 「区分番号」欄：「10500」							
③ 「適用額」欄：「22」欄の金額					額	21	
算 基 準 額	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$		11	計 算	(別表六の二(二十二)「32の②」)		
	法 人 税 額 基 準 額 (10) と (11) のうち少ない金額)		12		法 人 税 額 の 特 別 控 除 の 合 計 額 (20) - (21)	22	